

第 234 回長野県内水面漁場管理委員会 資料

資料 1

コクチバスの調査研究について 1 ページ ~

資料 2

遊漁規則の変更について 2 ページ ~

資料 3

遊漁料の審査基準の改正について 7 ページ ~

資料 4

コイの持ち出し禁止指示について 9 ページ ~

資料 5

増殖指示量の変更について 12 ページ ~

資料 6

野尻湖における逸出魚の監視について 21 ページ ~



資料 1

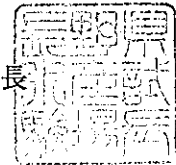
元水試第 41 号

令和元年 (2019 年) 12 月 20 日

長野県内水面漁場管理委員会

会長 平林 公男 様

長野県水産試験場長



河川におけるコクチバスのリリースを伴う調査研究について (報告)

令和元年 7 月 30 日付け元漁管第 5 号で認められた長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号のただし書きに基づく適用除外を基に計画していた調査研究が、下記の理由により実施不可能となりましたので報告します。

記

理由

令和元年 10 月 12 日に襲来した台風 19 号にともなう千曲川の氾濫により、予定していた調査区において、土砂堆積や車両通行止めなどにより河川敷内への侵入が不可能となった。そのため、コクチバスを捕獲し発信器を取り付けることが困難となった。また、仮に取り付けたとしても河川敷内を移動することが不可能なため、受信機を持って魚の移動を追跡することが出来ない。

担当：長野県水産試験場環境部  
環境部長 山本聡 主任研究員 川之辺素一  
電話：0263-62-2281 FAX：0263-81-2020  
e-mail：suisan@pref.nagano.lg.jp

## 遊漁規則の変更認可申請一覧

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	野尻湖	禁止区域の追加	—	信濃町大字野尻字海端 249-7番地横の水門か ら大字野尻字御小屋1332 番地2横の水門までの間 の水路	認可日



遊 漁 規 則 変 更 認 可 申 請 書

令和 2年 1月 8日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

長野県上水内郡信濃町大字野尻 269-5

野尻湖漁業協同組合

代表理事組合長 石 田 和 夫



平成 29 年 (2017 年) 12 月 5 日付長野県指令 29 園畜第 1055 号で認可のあった内共  
第 1 2 号第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

- 1 変更しようとする遊漁規則新旧対照表
- 2 変更理由書 (別紙による)
- 3 臨時総会議事録 (写)
- 4 変更後の遊漁規則

## 遊漁規則変更理由書

- 1 当該水域は川幅が狭く周囲が私有地であることから、遊漁者同士あるいは遊漁者と地域住民との間でトラブルが起きている。この水域を禁漁区とすることで遊漁者を広い湖面に誘導するよう調整し、遊漁及び遊漁と地元土地利用に係るトラブルを解消する。

遊漁規則 野尻湖漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則 変更新旧対照表

改正案		現行	
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてそれぞれイ欄の期間中は遊漁してはならない。</p>		<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてそれぞれイ欄の期間中は遊漁してはならない。</p>	
ア	区 域	イ	期 間
①	信濃町大字野尻舟瀬 230 番地先の標柱と同 237 番地先の標柱を結んだ線の北西側	①	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで
②	信濃町大字狐久保 435-2 番地先の標柱と同 442-5 番地先沖の標柱を結んだ線の南西側	②	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで
③	信濃町大字富濃字西原 3946-4 番地沖の 2 基の標柱を結んだ線の南側	③	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで
④	信濃町大字富濃字宮沢 3940-95 番地沖の標識から大字古海字宮沢 4749 沖の標識を結んだ線の東側	④	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで
⑤	信濃町大字古海字市川内桐久保 4668 番地沖の標識と同 4689-1 番地沖の標識を結んだ線の東側	⑤	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで
⑥	信濃町大字古海字市川 4467 番地沖の標柱と同 4472-5 番地沖の標柱を結んだ線の東側	⑥	毎年 6 月 15 日～ 9 月 15 日まで

①信濃町大字野尻字海端 249-7 番地横の水門 から 大字野尻字御小屋 1332 番地 2 横の 水門までの間の水路	周 年	① 新 設	新 設
<p>(附 則)</p> <p>この遊漁規則の変更は、平成 年 月 日 (行政庁認可の日) から施行する。</p>			

遊漁料の審査基準に変更について（事務局案）

平成 21 年に決定した審査基準について、遊漁料にかかる消費税の増税分が考慮されていないため、税率を考慮した基準に変更する。

(1) 共通事項

ア 承認期間 1 年の遊漁料の額の組合員負担額からの倍率を消費税 10% に合わせた倍率に変更する

現行基準

あゆ : 組合員負担額の 2.7 倍以内

あゆ以外 : 組合員負担額の 2.1 倍以内

この倍率は平成 21 年に決定したものであり、当時の消費税率は 5%、遊漁料は税込価格が想定されている（8% への増税時は変更していない）。

令和元年 10 月からの消費税 10% 税込みに合わせた倍率は、次の計算のとおり。

アユ :  $2.7 \text{ 倍} \div 105\% \times 110\% = 2.8 \text{ 倍}$ （税込）

アユ以外 :  $2.1 \text{ 倍} \div 105\% \times 110\% = 2.2 \text{ 倍}$ （税込）

承認期間 1 年の遊漁料の額については、

アユ : 組合員負担額の 2.8 倍以内

アユ以外 : 組合員負担額の 2.2 倍以内 と改める。

イ 承認期間 1 日の遊漁料の額については消費税率に関わらず「年間券の額の 4 分の 1 以内の額」であるため変更しない。

(2) 個別事項については変更しない



# 新旧対照表

【現 行】	【改正案】
<p>遊漁料の審査基準</p>	<p>遊漁料の審査基準</p>
<p>(1) 共通事項</p>	<p>(1) 共通事項</p>
<p>ア 承認期間 1 年の遊漁料の額について「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使用料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の <u>2.7 倍以内の額</u>であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の <u>2.7 倍</u>を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。</p>	<p>ア 承認期間 1 年の遊漁料の額について「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使用料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の <u>2.8 倍以内の額</u>であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の <u>2.8 倍</u>を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。</p>
<p>「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の <u>2.1 倍以内の額</u>であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の <u>2.1 倍</u>を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。</p>	<p>「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の <u>2.2 倍以内の額</u>であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の <u>2.2 倍</u>を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>この審査基準は、平成 21 年 1 月 22 日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。</p>	<p>この審査基準は、令和 2 年 月 日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。</p>

## コイの持ち出し禁止指示について

状況に変化がないため、従来の指示内容で1年延長する

## 1 コイヘルペスウイルス（KHV）病とは

## (1) 病気の概要

原因（病原体）	Koi herpesvirus（KHV）と呼ばれるウイルス
感染する魚種	コイ（マゴイ、ニシキゴイ）だけ
発生水温	水温20～25℃程度で発生する。
症 状	行動緩慢、摂餌不良になるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色・びらん・壊死などが見られる。その他、体表粘液過多、眼球の落ち込みなどが見られる。死亡率は高い。
感染経路	本病に感染したコイとの接触、感染したコイと同じ水の中にいた場合に水を介して感染する。
人間等への感染	コイ特有の病気で、人間やコイ以外の魚への感染はない。

## (2) 発病魚の取り扱い

○ 持続的養殖生産確保法(以下「法」)において、特定疾病※に指定されている。

## ア 届出義務（法第7条の二）

養殖業を行う者等は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、知事にその旨を届け出なければならない。

## イ 移動制限等（法第8条）

- ・コイの移動制限又は禁止の命令
- ・コイの焼却又は埋却の命令

## ウ 損失の補償（法第9条）

知事の命令により損失を受けた者に対して損失を補償しなければならない。

- ・焼却又は埋却の対象となったコイの価格 5 / 10
- ・焼却、埋却、消毒に要する経費 10 / 10

※ 特定疾病：国内で発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に重大な損害をあたえるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

## 2 KHV病の発生確認状況 (令和元年12月31日現在)

### (1) 県内の年度別発生状況

・現在までに39市町村と諏訪湖において発生が確認されている。(別添発生状況)

年度	発生期間	市町村数	確認数 ※1	内 訳		
				個人池	養殖場	その他
H16	6/16~10/22	34	147	110	18	19
H17	6/24~12/16	12	36	31	2	3
H18	6/16~11/13	6	11	10	1	0
H19	8/16~12/27	3	4	4	0	0
H20	7/1~7/12	2	3	2	0	1
H21	6/10~10/26	6	7	6	0	1
H22	9/1~9/10	3	3	2	0	1
H23	8/8~10/31	3	3	3	0	0
H24	6/12~10/5	5	5	4	0	1
H25	—	0	0	0	0	0
H26	7/10~ 9/19	2	4	3	0	1
H27	—	0	0	0	0	0
H28	—	0	0	0	0	0
H29	—	0	0	0	0	0
H30	—	0	0	0	0	0
R1	—	0	0	0	0	0
計		39※2	223	175	21	27

※1 確認件数は、所有者等毎のため、陽性尾数とは異なる。

※2 重複を除く市町村数

### (2) 全国の年度別発生確認状況

年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
都道府県数	22	39	41	38	30	29	27	16	16	14	13	12	12	13	15	11	10

### 3 KHV病のまん延防止対策

#### (1) 長野県の委員会指示の内容

(現 行) 平成 17 年 3 月 31 日～

(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで)

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きてままこいを持ち出してはならない。

#### (2) 参 考 (平成 31 年 2 月 18 日付け農政部長通知)

市町村長あて (抜粋)

市町村等においてイベント等でのコイの放流は、当分の間行わないでください。

漁業協同組合長あて (抜粋)

コイの放流は、当分の間行わないでください。

ただし、やむを得ずコイの放流を行う場合は、あらかじめ種苗確保や検査等について、水産試験場に相談した上で実施してください。なお、今後は、放流に代わる増殖方法として、産卵床造成についても検討してください。

## 増殖指示量の変更について

漁協名	変更希望魚種	変更希望数量	変更希望理由
南佐久南部	ふな	1か所	産卵床造成を始めて3年経過するが、産卵が一度も見られず水試（佐久支場）の調査でも同様であった。 管内の漁場では、ふなの産卵場としては環境に左右されやすく難しいと判断し、指示量を大幅に減らし、削減分を鮎の指示量に充てたい。 指示量の変更をすることで、漁場に意義のある増殖があると考えられます。
	あゆ	105kg	
佐久	あゆ	200kg	稚鮎の成育不良。（泥水、鳥害、ミンク、冷水病等）
	やまめ	630kg	千曲川と周辺の溪流に本来生息していた魚種、再生産可能な魚種なので、溪流魚の漁場に軸足を移したい。
	いわな	680kg	
	にじます	200kg	冬季ニジマス釣りで需要有り。
更埴	あゆ	150kg	鮎事業の不調が続き、各市町村からの補助金が見込めない、稚鮎放流費用は令和元年度収入見込額から検討し、150kg放流が精一杯と判断した。
	ニジマス	190kg	収入の見込めない稚鮎の放流を減らし、その代わりに釣人が増えている冬期釣場への放流量を増やしたい。収入増の見込め欠損金の解消にも繋がると考えます。
青木湖	信濃ユキマス	5kg	養殖に必要な水量・面積不足により、養殖過程で病気の発生が多く、放流までの育成が困難。 稚魚放流しても外来魚のエサとなってしまう。 釣り人に人気がなく遊漁する人がいない。 以上の理由等により、放流は最小限に止め、減量分を下記鯉に費やしていきたい。
	コイ	15kg	移動禁止処置後何年も稚魚を放流してない。 鯉釣り人気は高いが釣れない、鯉に対する周囲の要望が高い。 地元湖水で、卵を採卵し荒田で育成し放流していきたい。 （元年に試験的に卵採取、育成放流を行い、実績を得た。） 設備、育成費用は、専門業者販売の市価より多少かかるが移動禁止による購入販売が出来ないことによる。



(別紙5)

\* 令和2年度以降の指示量変更を希望する漁協のみ提出してください。

令和元年 11月 27日

長野県内水面漁場管理委員会長 様

(組合名) 南佐久重井漁業協同組合  
代表理事組合長 笹 隆 朗



令和2年度以降に適用する増殖指示量等について

令和2年度以降に適用する増殖指示量については、漁業法第67条第1項の規定により、貴委員会の指示を受けておりますが、別紙4のとおり増殖指示量を満たすことが困難な状況となりましたので、事情を御理解の上、よろしくお取り計らい願います。

令和2年度以降の増殖指示量の変更希望について

南佐久南部

漁業協同組合

1. 令和2年度以降に適用する増殖指示量の変更希望について（該当する方を○で囲む）

ア なし

イ あり

（「2」を記載し、別紙5も提出してください）

2. 変更増殖量及びその理由

- 魚種ごとに詳細に下欄に記載してください。
- やむを得ない事由により増殖指示量以上の増殖が困難な場合及び増殖方法の変更を行う場合は、下欄にその理由を詳細に記載するとともに、その理由を証する書類等を添付してください。なお、理由が収支予算面とする場合は、その理由を具体的に記載するとともに平成30年度収支決算書及び令和元年度収支決算見込（案）を添付してください。また、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

魚種	増殖指示量	変更希望数量	変更を希望する理由
3、な	10所 (基)	1ヶ所 (基)	産卵床造成を始めて海経過するが、産卵が一度も見られず、水試(産卵場)の調査でも同じであった。 管内の漁場では、ふびの産卵場としては、環境に左右されやすく難しいと判断し、指示量を大幅に減らし、削減分を他の指示量に充てたい。 指示量の変更をすることで、漁場に意義のある増殖があると考えられます。
あゆ	30 kg	105 kg	

(別紙5)

\*令和2年度以降の指示量変更を希望する漁協のみ提出してください。

令和元年/2月/3日

長野県内水面漁場管理委員会長 様

佐久市跡部17-1

佐久漁業協同組合

(組合名) 代表理事組合長 竹内聖哲

代表理事組合長



令和2年度以降に適用する増殖指示量等について

令和2年度以降に適用する増殖指示量については、漁業法第67条第1項の規定により、貴委員会の指示を受けておりますが、別紙4のとおり増殖指示量を満たすことが困難な状況となりましたので、事情を御理解の上、よろしくお取り計らい願います。



令和 3 年度以降の増殖指示量の変更希望について

佐久

漁業協同組合

1 令和 2 年度以降に適用する増殖指示量の変更希望について (該当する方を○で囲む)

ア なし

あり

(「2」を記載し、別紙 5 も提出してください)

2 変更増殖量及びその理由

- ・ 魚種ごとに詳細に下欄に記載してください。
- ・ やむを得ない事由により増殖指示量以上の増殖が困難な場合及び増殖方法の変更を行う場合は、下欄にその理由を詳細に記載するとともに、その理由を証する書類等を添付してください。なお、理由が収支予算面とする場合は、その理由を具体的に記載するとともに平成 30 年度収支決算書及び令和元年度収支決算見込 (案) を添付してください。また、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

魚 種	増殖指示量	変更希望数量	変更を希望する理由
あゆ	850kg	200kg	・ 稚魚の成育不良。 (流水、鳥害、ミヅ、冷水病等)
やまめ	400kg	600kg	・ 千曲川と周辺の環境に本来 生息していた魚種、再生産可能 な魚種 なのに、環境魚の適場 に車由足を放したい。
いわな	570kg	680kg	
にじま	180kg	200kg	・ 冬季エジマス釣りが必要有り。

(別紙5)

\* 令和2年度以降の指示量変更を希望する漁協のみ提出してください。

令和元年 / 月 7 日

長野県内水面漁場管理委員会長 様

(組合名)

更埴漁業協同組合

代表理事組合長

吉池 富夫

令和2年度以降に適用する増殖指示量等について

令和2年度以降に適用する増殖指示量については、漁業法第67条第1項の規定により、貴委員会の指示を受けておりますが、別紙4のとおり増殖指示量を満たすことが困難な状況となりましたので、事情を御理解の上、よろしくお取り計らい願います。

令和2年度以降の増殖指示量の変更希望について

更 増

漁業協同組合

1 令和2年度以降に適用する増殖指示量の変更希望について（該当する方を○で囲む）

ア なし

あり

（「2」を記載し、別紙5も提出してください）

2 変更増殖量及びその理由

- ・ 魚種ごとに詳細に下欄に記載してください。
- ・ やむを得ない事山により増殖指示量以上の増殖が困難な場合及び増殖方法の変更を行う場合は、下欄にその理由を詳細に記載するとともに、その理由を証する書類等を添付してください。なお、理由が収支予算面とする場合は、その理由を具体的に記載するとともに平成30年度収支決算書及び令和元年度収支決算見込（案）を添付してください。また、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

魚 種	増殖指示量	変更希望数量	変更を希望する理由
あゆ	190kg	150kg	鮎業者の不調が続き、各市町村からの補助金が見込めない。稚鮎放流費等は令和元年度収入見込額から検討し、150kg放流が精一杯と判断した。
ニジマス	160kg	190kg	収入の見込めない稚鮎放流を減らし、その代りに釣人が増えている冬期釣場への放流量を増やしたい。収入増の見込め欠損金の解消にも繋がると考えます。

(別紙5)

\*令和2年度以降の指示量変更を希望する漁協のみ提出してください。

令和元年12月12日

長野県内水面漁場管理委員会長 様

長野県大町市平青木21048番地  
(組合名) 青木湖漁業協同組合  
代表理事組合長 代表理事組合長 西山勘十郎

令和2年度以降に適用する増殖指示量等について

令和2年度以降に適用する増殖指示量については、漁業法第67条第1項の規定により、貴委員会の指示を受けておりますが、別紙4のとおり増殖指示量を満たすことが困難な状況となりましたので、事情を御理解の上、よろしくお取り計らい願います。

(別紙4)

令和2年度以降の増殖指示数量の変更希望について

青木湖漁業協同組合

1 令和2年度以降に適用する増殖指示数量の変更希望について(該当する方を○で囲む)

ア なし

イ あり  
(「2」を記載し、別紙5も提出してください)

2 変更増殖量及びその理由

- ・ 魚種ごとに詳細に下欄に記載してください。
- ・ やむを得ない事由により増殖指示数量以上の増殖が困難な場合及び増殖方法の変更を行う場合は、下欄にその理由を詳細に記載するとともに、その理由を証する書類等を添付してください。なお、理由が収支予算面とする場合は、その理由を具体的に記載するとともに平成30年度収支決算書及び令和元年度収支決算見込み(案)を添付してください。また、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

魚種	増殖指示量	変更希望数量	変更を希望する理由
信濃ユキマス	15kg	5kg	・ 養殖に必要な水量・面積不足により、養殖過程で病気の発生が多く、放流までの育成が困難。 ・ 稚魚放流しても外来魚のエサとなってしまう。 ・ 釣り人に人気がなく遊漁する人がいない。 以上の理由等により、放流は最小限に止め、減量分を下記鯉に費やしていきたい。
コイ	5kg	15kg	・ 移動禁止処置後何年も稚魚放流をしてない。 ・ 鯉釣り人気は高いが釣れない、鯉に対する周囲の要望が高い。 ・ 地元湖水で、卵を採取し荒田で育成し放流していきたい。 (元年に試験的に卵採取、育成放流を行い実績を得た。) ・ 設備、育成費用は、専門業者販売の市価より多少かかるが移動禁止による購入販売が出来ないことによる。)

令和元年度 野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出確認調査  
(第3回目の調査の結果報告)

長野県内水面漁場管理委員会 事務局

1 目的

逸出防止措置が施されている野尻湖から池尻川、農業用水路及び関川へオオクチバス、コクチバスが逸出していないか確認する。3回目調査として10月31日に実施した調査中に関川が急増水し、関川の調査ができなかったため11月25日に実施した。

2 調査地点 (図1参照)

地点	水系	水域の詳細	備考
A	池尻川	逸出防止装置施設 下流	
B	御小屋用水	同上	野尻土地改良区 所管
C	小丸山用水	同上	同上
D	池尻川	赤川合流点 上流	北信漁協 管内
E	池尻川	関川合流点 上流	北信漁協 管内
F	関川	池尻川合流点 付近	関川水系漁協管内
G	関川	国道18号の橋 付近	関川水系漁協管内
H	関川	池尻川発電所調整池からの 流出水合流点	関川水系漁協管内

3 調査年月日及び調査従事機関

令和元年11月25日(月) F~H (3回目)

事務局: 1名

長野県水産試験場: 2名

新潟県水産課: 1名

関川水系漁協の立会いの下、調査を実施

4 調査方法

採捕には電気ショッカーを用いた。パルス、電圧は調査水域の状況によって適宜調整し、特に稚魚の採捕に留意して調査を行った。

5 結果

調査地点F: 関川 (池尻川合流点 付近)

水温: 9.4℃ (右岸側分流)、8.5℃ (左岸側分流)

魚種	個体数	全長範囲 cm	備考
イワナ	38	10.3~27.2	関川本流は殆どが左岸側を流れており、右岸側は池尻川からの水が流れている状態
ヤマメ	8	12.2~19.3	
カジカ	1	12.4	



